

【質問項目】

1. 豚コレラの防疫対策について
2. 種子条例について（陳情審査）
3. 農産物の輸出における日米物品貿易協定の影響について

【質問本文】

1. 豚コレラの防疫対策について

■質問（しもづる）

今の田畑委員の質疑と重複するところがあるかもしれませんが、やはり速やかに県内の全経営体にこの対策が行き渡るようにするという観点から、数点お伺いしたいと思います。

先ほどちょっと触れていただいたかと思えますけれども、今回の国の補助にかからない部分の柵の設置経費への補助について、二億五千万円ほど上げられています。改めて、この算定根拠を示していただきたい。そしてまた、この予算でしっかりカバーできるのかどうかというところの確認をとらせていただきたいというのが一点と、もう一点は、やはりこの辺のウイルス関連の対策というのは、みんなで一斉にやらないとどうしても効果が出てこない、漏れがあったら効果が出てこないものでありますので、今回、国の補助にかからない部分を県として補助を入れるというのは、非常によいことだと思うんですけども、実質的な農家さんの負担のあり方について、どういう意見交換をされていて、どういう反応が返ってきているのか、そこがあったら示してください。

□答弁（畜産課長）

今回の農家への算定根拠につきましては、農家台帳がございますので、それに基づいて、全農場の円周を引いた中で積み上げていったものでございます。その中で、国の事業が、メートル単価一万円が上限となっておりますので、その一万円を掛けてこの事業費が出てきてございます。

それから、国の補助事業に乗らなかった場合の県の単独など、何か事業を打たれるのかという御質問ですけれども、今のところ県のほうでは、今回の事業で全農家、全農場、まず推進を図っていききたいということで、地域振興局、家畜保健衛生所を含め、市町村農協を集めた説明会も行い、今、推進を図っているところでございます。

あと、意見交換の中では、柵を設置する場合に隣接地との境がまだはっきりしていないところがあったり、あとちょっと崖があったりして設置するところがどうなのかとか、いろい

ろな意見が出ましたけれども、そういうところは、家畜保健衛生所などに相談してしていた
だき、そこでまたいろいろと指導を仰ぎながらやっていただければということで、意見交換
を行ってきたところでございます。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。

算定根拠はよくわかったのですが、そのときに使われた数字として、国のほうがメートル
単価を一万円で算定しているということなんですけれども、これ実際、本県で設置しようと
したときに、特に山間部もありますけれども、その単価でできるものなのか、その実態は
どう把握されていますか。

□答弁（畜産課長）

ある程度見積もりなどをとられている農家さんも出てきております。その中で聞いたと
ころによると、メーター当たり八千円程度あればできるという見積もりも出てきておりま
すので、施工まで含めて一万円の範囲内でおさまるのではなかろうかと認識しているところ
でございます。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。

国の補助になるのが一メートル五千円上限ということですので、そこが確認できたのは
よかったなと思います。

改めて、今度は利子補給及び保証料補助についてお伺いしたいんですけれども、こちらの
具体的な中身を示していただけませんか。何%補助を入れるのか、もしくは保証料の補助は
どれぐらいなのか、そのあたりを示してください。

□答弁（畜産課長）

委員お尋ねの具体的な利子補給等の中身でございますが、今、私どもがこの算定に使って
おりますのが、国の事業の全体事業費が、二十七億四千万円と見ております。そのうち、国
庫補助金が半分の十三億七千万円、県の補助金が二億五千七百万円余りということで、この
分を引きますと、残りが約十一億一千二百万円余りとなります。その分を全部農家さんが借
り入れた場合を想定して、一番マックスで今回、補正予算の中でお願いしているところでご
ざいます。

利子補給の利息でございますけれども、近代化資金のほうが〇・〇八%で計算しておりま
す。そのほか、融資機関でいろいろと違いますけれども、その他の資金を〇・二%から一・
二%ぐらいの中で計算して、今回、補正予算を出しているところでございます。

それと、保証料の部分ですけれども、それも同じく、借り入れた額の保証金額に対して、

近代化資金で〇・三七二%、その他の資金を〇・四七二%で算出しまして四百三十六万一千円で、今年度につきましては算出しているところでございます。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。

利子補給等についても、農家さんの負担分全てをカバーできる分を用意して、上げてきたということは非常によくわかりました。

そこで、最後に伺っておきたいのが、結局、農家の方の利子だったり保証料の負担というのはどうなるのか、いわば利子分を全部持ってもらえるのか、実際の農家さんの負担という観点から、ちょっとこの二点をお答えください。

□答弁（畜産課長）

近代化資金につきましても、農協さん、各単農さんによって利率が少しずつ違っております。そういう中で、県信用農業協同組合連合会とも調整を今やっているところなんですけれども、できれば同じ利子補給額、パーセントにしてほしいという要望もいただいておりますので、一部、利率が高い農協さんがあれば、その分が少し農家負担が出てくる可能性があるかもしれません。まだ今、そのところを各機関とも調整というか協議を行っているところでございます。

■質問（しもづる）

補助を引いた分の保証料についてはどうなりますか、農家さんの負担分は。

□答弁（畜産課長）

保証料につきましては、県の信用保証協会と今まだ協議しているところでございまして、それにつきましても一応満額でとっておりますので、保証料はおおむねただになるような感じになるのではなかろうかと、借りた分の保証料は農家さんの負担がなくなるのではなかろうかとは思っておりますけれども、今まだ、団体のほうと協議しておりますので、なるだけ農家さんの負担がないような形で協議していきたいと思っております。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。

補助にしても、また利子補給の分にしても、きちんと枠を用意してきたということは非常に高く評価したいと思っております。先ほど申し上げましたとおり、やはりこういうウイルス関係の防疫というのは、一カ所漏れがあると全体として効果を発揮しないものですので、速やかにできるような取り組みをしていただきたいと思います。以上です。

2. 種子条例について（陳情審査）

■質問（しもづる）

この種子条例については、先般、答弁で条例化を目指していくということが表明されたわけですが、この関連する三件の陳情を見ますと、何を対象にすることを求めているのかという点で少し相違が見られます。すなわち、陳情第二〇〇四号及び第二〇〇一号については、恐らく旧種子法が対象としていたものを保護対象とすることを求めているものであり、第二〇〇二号は、それに加えて、伝統野菜の保護も盛り込むことを求めているものであります。

そこでお伺いしたいのが、現在のところ、対象とする品目について県としてはどのように考えているのか、もしくは今後の、先ほど答弁がありました関係者との協議の中で詰めていくのか、そのあたりの対象の考え方について、現状の考え方を示してください。

□答弁（農産園芸課長）

御質問いただきました伝統野菜につきましては、一般的にそれぞれの地域で、それぞれの地域に適応する、その地域独特の野菜であるというような経緯等も踏まえまして、条例の対象にするかどうかということにつきましては、今後、関係者等から御意見等を聞きながら検討してまいりたいと思っております。

■質問（しもづる）

わかりました。

既に条例化している、もしくは今進めている各県もあろうかと思っておりますので、その辺の動向を見定めながら協議していただきたいと思っております。以上です。

3. 農産物の輸出における日米物品貿易協定の影響について

■質問（しもづる）

私からは一点だけ、国際化の進展を踏まえた攻めの農林水産業の展開についてのうち、国への働きかけについてお伺いしたいと思います。

概要版じゃなくて本編のほうの一ページのところには、国への働きかけとして四点、県開発促進協議会での要請事項が記載されております。国際協定及び連携について情報提供や説明を行うこととすとか、経営安定に向けた予算の確保、そして同様の国境措置といったことが掲げられているわけですが、昨日、私、家でニュースを見ていましたら、日米の協議が固まったということが報道されておりました。

そこでお伺いしたいのが、この日米の物品貿易協定について、要請事項についてはどのような反映だとか打ち返しが来ていると把握しているのか、ちょっとこのところの把握を教えてくださいなと思います。

□答弁（農政課長兼かごしまの食輸出戦略室長）

委員御指摘の、国への働きかけに対する国の反応でございますが、当然、交渉中は交渉の具体的な内容というのは、国益にかかわる話でございますので、示されませんでしたけれども、必ず、茂木大臣が記者会見を行ってマスコミに対して必要な情報提供を行っておりますので、我々もそういった情報を収集しております。

今回、合意がなされましたので、通例であれば、T P P 11 が締結されたときもそうでしたけれども、国がキャラバンを行います。各地方を回って担当者が合意内容についてつぶさに説明すると思われまので、そういった対応を待って、彼らにどういった協定が結ばれたのかきちんと質疑を行って、本県への影響がないかどうかというのをきちんと見きわめていきたいというふうに考えておりますので、我々の要望に対して、国はきちんと対応を行っているというふうに今のところ評価しているところでございます。

対策についてはまたこれから、新たに予算措置するかどうかというのはこれから検討されるものと考えられますが、既に、総合的なT P P 等関連政策大綱に基づいて、産地パワーアップ事業だったり、年次報告書のほうで御紹介させていただいておりますけれども、各種施設整備が県内でもどんどん進んでおりますので、そういった意味でも今のところ国は、きちんと誠実な対応をしているというふうに評価できていると思っております。

■質問（しもづる）

昨日見た限りでは、豚肉に関してはソーセージとかの原材料のような、低価格帯だからということでしたけれども、牛肉に関しては結構な引き下げだったのかなというふうに感じるところなんですね。

なので、通例だったら、国のキャラバン等も来るという話ですので、やはりそこで改めて、本県の畜産業に対する経営安定に向けた予算の確保ですとか、そして当然に改めての説明、こういうところを求めていただきたいなと思いますが、一方で、こういう貿易協定ができますと、今度は逆に、知事も常々おっしゃっている、攻めのチャンスでもあるということは非常に共感するところなんですね。そこで、今回、この日米の協定に関連してお伺いしますが、攻めという観点からは、今回、本県としてどういうところが獲得できたと把握しているのか、ちょっとそこを示してください。

□答弁（農政課長兼かごしまの食輸出戦略室長）

委員の御指摘があったのは、日米貿易協定についてということでお答えさせていただきましても、報道等でございますとおあり、我が県は、米国に対してもう既に和牛の輸出実

績がございます。今回、国の発表のほうでございましたけれども、六万五千トン強の低関税枠が設定されるということが決定しております。ここはまだちょっと詳細な説明はございませんので、枠の運用がどういったことになるのかはまだ詳細はわからないんですけども、そこは当然、説明会等の機会を通じて、六万五千トンの枠がどういうふうに事業者さんが使えるようになるのかというのは情報収集してまいりたいと思います。

ただ、現行の米国の関税を見てもみますと、例えば低関税枠としては、オーストラリアに対して三十七万八千トン、日本に対しては現行二百トンということでございます。また、アルゼンチンだと二万トン、その他、*other Countries or Areas* ということで六万四千八百五トンという枠が設定されておりますので、世界の名立たる畜産国であるオーストラリアとかアルゼンチンと競合しない形で、六万五千トンの枠が使えるんじゃないかというふうに考えておまして、そういった意味でも非常に期待ができる枠のかなというふうに考えております。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。

攻めとしては使える枠があるんじゃないかなということで、そこは明るいなとは思いますが、一方で、畜産に携わる皆さんの不安というのはやはり大きいと思うんですね。ですので、しっかりと情報収集をやってつないでいく、またこれから、今、答弁いただいたとおり、低関税枠、どういう割り振りになるかというのは恐らくこれから示されていく、もしくはこれから決まっていくというところで、やはり本県がこれから攻めの農林水産業をやっていく中で、その枠をしっかりとれるような、そういう交渉もやっていただきたいなというふうに思います。以上です。